

# 農林水産業者等省エネ診断事業のご案内

(省エネ経営支援体制強化事業)

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、石油価格の高騰、輸出入の制限などにより、農業経営リスクが増大していることから、省エネ診断士による診断事業を実施し、事業所等の省エネによる経営効率化を応援します！

申込み  
できる方

府内農林水産業者及び関係団体(※)

※京都府内の農林水産業者、農林水産業者が組織する団体及び農林水産業に関わる各種団体

診断対象設備

事務機器、照明・空調設備、受電設備、給排水設備、ボイラー設備、  
冷蔵・冷凍設備、運搬用設備・機械等  
(農林水産業の用に供する専用の設備・機械は除く。)

## 省エネ診断事業の内容

### 申込み受付窓口

○京都府農林水産部 各事業課

- 【農業者(農業法人)又はその関係団体】 経営支援・担い手育成課 又は 農産課
- 【畜産業者又はその関係団体】 畜産課
- 【水産業者又はその関係団体】 水産課
- 【林業者又はその関係団体】 林業振興課

<受付期間>

令和4年10月20日(木)

～令和5年1月19日(木)

(予算上限(10件程度)に達し次第、受付終了となります。)

省エネ診断士が専門的な知見で省エネ診断(エネルギー使用状況の把握、省エネ項目の洗い出し、省エネ取組の検討)を実施します。

<省エネ取組の検討例>

▶設備運転の最適化

(作業時間短縮、保守点検による設備効率低下防止など)

▶高効率な設備への更新

▶上記を実施することによるコスト削減効果

<対象外となる事例>

▶パイプハウスや畜舎内の温度管理の最適化

▶農機具、漁船、林業機械の燃油使用量の効率化

※実際に診断できる設備は、事前ヒアリング後に最終決定しますので、ご要望に沿えない場合があります。

### <診断の流れ>

#### 事前ヒアリング・見積り

受信者のニーズや課題をお聞きし、診断内容の決定、費用の見積り、訪問日時の調整等を行います。

#### 現地調査・診断

省エネ診断士が事業所を訪問し、設備の状況やエネルギーの使用状況等を調査・診断します。

#### 診断結果の報告

調査・診断結果とともに、効果的な省エネ取組を検討し、診断報告書にとりまとめて報告します。

京都府が業務委託契約を締結している省エネ診断士団体から省エネ診断士を派遣し、診断を実施します。

### <診断結果のイメージ>

①事業所のエネルギー使用状況が「見える化」できます



②省エネ手法毎のエネルギー削減量や投資回収の目安等がわかります

No.	改善内容	削減量	投資回収
提案1	〇〇〇設備の更新	削減量	投資回収
...	...	...	...

計画的な設備更新等に役立つ!

### <診断費用>

一定の診断内容に係る費用(25万円以内)は全額府負担

- ▶事前ヒアリングにより決定した診断内容によって省エネ診断士団体が費用を見積もります。
- ▶支払は診断結果の報告後となります。